

第3次四街道市地域福祉計画

令和3年度～令和7年度

みんなで助け合い・支え合い、
安心して、いきいき暮らせるまち
四街道



令和3年3月
四街道市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

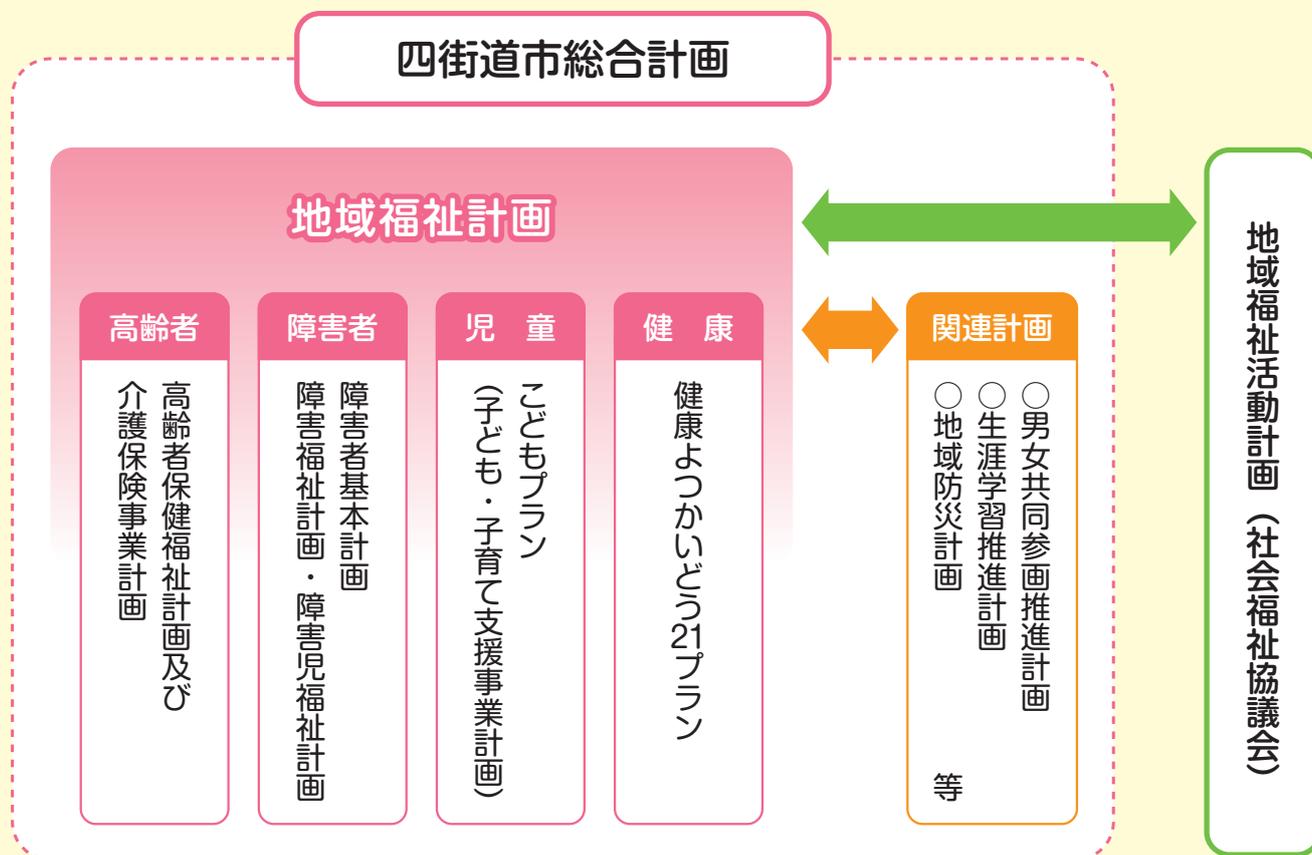
本市においては、平成23年3月に「四街道市地域福祉計画」を策定して以降、市民と行政、関係団体等が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきました。国においては、平成29年に全ての人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられました。こうした新たな社会環境に対応すべく、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とした「第3次四街道市地域福祉計画」を新しく策定します。

計画の位置付け

本計画は、社会福祉法に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

また、本計画は、福祉関連計画の上位計画として、本市の最上位計画である「四街道市総合計画」や福祉に関連する高齢者、障害者、児童、健康増進等の各個別計画との整合性や連携を図った計画としています。

さらに、市民主体の具体的な取り組みを定めた、「地域福祉活動計画」と相互に連携し、地域福祉の充実を図ることを目的とします。



目指すべき地域福祉の姿

計画の基本理念

本市では、第2次計画の基本理念を「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」とし、全ての人々が、身近な地域の中で、助け合い・支え合えるまちづくりを推進してきました。また、総合計画では福祉分野の基本目標として「だれもが健康でいきいき暮らせるまち」を掲げています。

これらの理念は、国の目指す地域共生社会の趣旨に沿うものです。第3次計画では、その基本理念を継承し、市民一人ひとりが助け合い・支え合えるつながりを大切にし、安心した生活環境の中で、いきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

※**地域共生社会**とは、制度・分野ごとの「縦割り」や固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

みんなで助け合い・支え合い、
安心して、いきいき暮らせるまち
四街道



基本方針 1

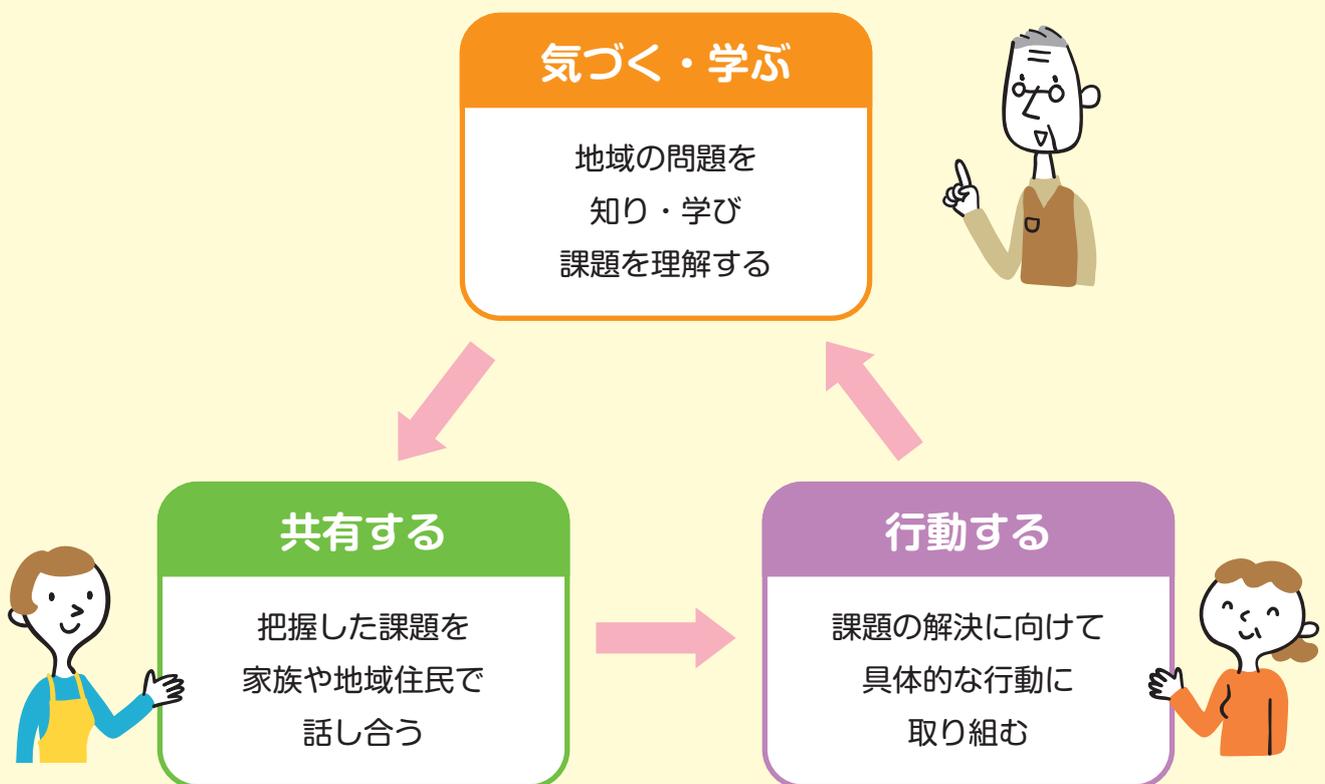
市民主役の地域づくりの推進

地域福祉の推進にあたっては、市民が主役であり、市民自らが地域にある福祉課題に「気づき・共有し・解決策を考える」という姿勢を持つことが大切です。また、自らが助けを求める力を身につけることも大切です。

まずは近隣の様子に関心を持ちましょう。お近くに一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家族等で、日常生活の中で、孤立している人や困っている人はいませんか。

地域の問題や生活の課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。「他人事」になりがちな地域づくりを、市民自らが「我が事」として、一人ひとりを支える担い手として地域の課題に取り組み、温かく見守り、支える存在となることを目指します。

市も、市民の皆さんとともに、地域の課題解決に取り組んでいきます。



「自助」・「共助」・「公助」の連携

地域福祉の推進は、市民・福祉関係団体・事業者・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要になります。

本計画では、それぞれの立場で努力し実現していく役割について、「自助」、「共助」、「公助」の3つに区分し、それぞれが連携して、助け合い・支え合いのある地域づくりを進めていきます。

■ 本計画中の「自助」・「共助」・「公助」の考え方

役割分担による
地域福祉の推進

自助

一人ひとりが自分自身で行うこと
また、家族の協力を得て行うこと

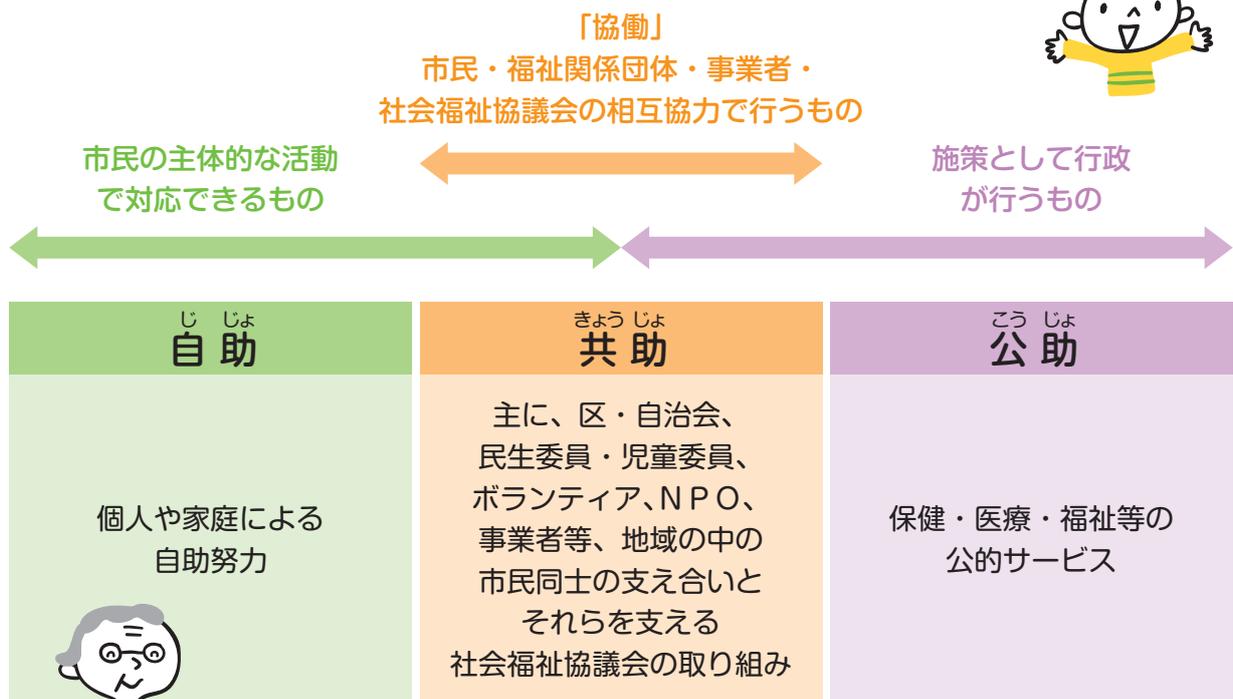
共助

一人では解決が難しいことについて、
周囲や地域が協力して行うこと

公助

個人や地域のみだけでは解決が難しい
ことについて、行政が行うこと

■ 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



こころの通い合いによる地域共生社会づくり

本市の地域福祉は、相手を思いやる気持ちや、こころの通い合いを大切にし、地域共生社会づくりを進めていきます。

近年、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。

そのために、本計画では、全ての地域の人たちが思いやる心を持って社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設等と力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。



できるよになること

- 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる
- 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる
- 世帯の複合課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決することができる
- 地域住民と協働して、新たな社会資源を作り出すことができる
- 本人も支える側（担い手）になり、生活の張りや生きがいを見つけることができる

※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より

❖❖ 計画で取り組むこと（施策の展開）

基本目標

1

市民同士の交流・つながりづくりと社会参加の機会づくり

（1）市民同士の交流・つながりづくり

自助

- 身近な人等とあいさつや声かけをし、何かあった時に助け合う関係をつくります。

共助

- 地域のふれ合いや、世代を超えて参加できる場づくり等に取り組みます。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

地域における市民同士の交流・つながりづくりに向け、地域に住んでいる子どもから高齢者まで、世代を超えてふれ合える機会づくり等に取り組みます。

- ①ふるさとまつりの開催
- ②世代間交流の推進
- ③親子のふれ合いづくりの充実
- ④子育てサークル等の育成・活動支援



(2) 地域における支援ネットワークづくり

自助

- 地域の交流の場への積極的な参加や、場の活用を進めます。

共助

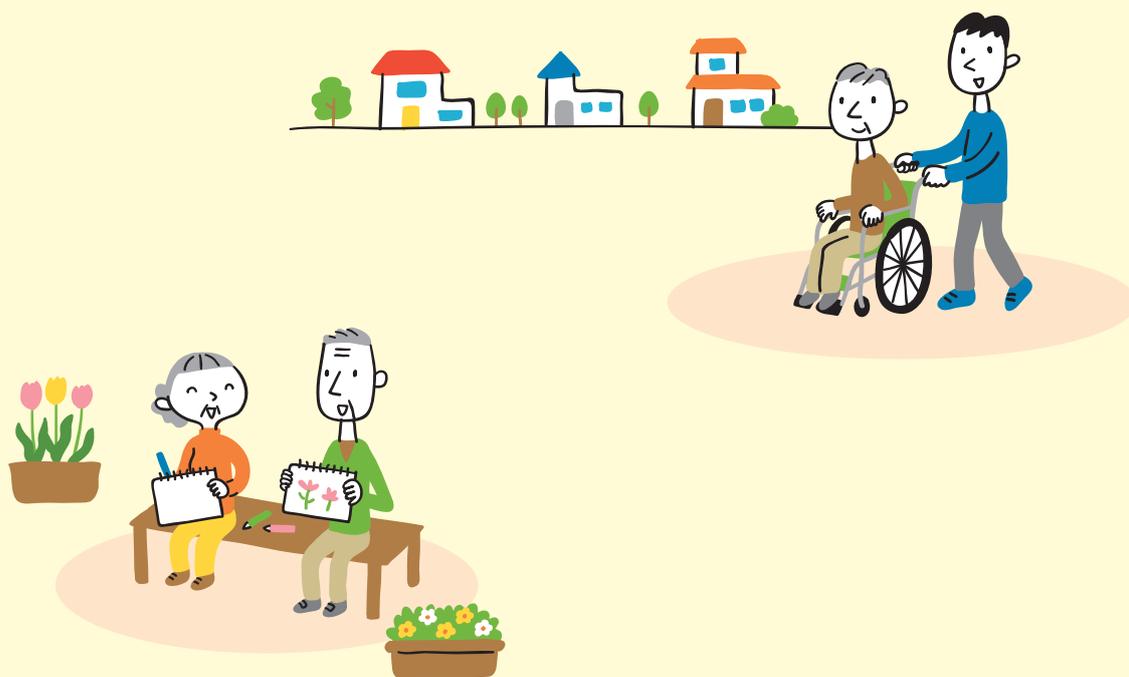
- 地区集会所や公園等の共有スペースを利用して、交流の機会づくりに取り組みます。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

市民が気軽に立ち寄れ、市民同士のふれあいの場や居場所、活動拠点となる場所の確保に向け、市民の身近な場所である地区集会所の維持・管理等の運営支援を行うとともに、子育て中の親や子ども、若者から高齢者まで世代や性別、属性を超えた交流の場づくりを含めた様々な場の提供等に取り組みます。

- ①世代や属性を超えた交流の場づくり
- ②地域の交流・活動の場の設置・運営支援
- ③地域福祉の拠点づくりの支援
- ④地域福祉活動の拠点づくりの推進
- ⑤小・中学校の特別教室の活用
- ⑥小・中学校の体育施設の開放
- ⑦商工業者が地域と連携する活動支援
- ⑧プレーパーク事業の充実
- ⑨地域子育て支援拠点(子育て支援センター)の整備
- ⑩各種サロンの運営支援
- ⑪「シニア憩いの里」の設置・運営
- ⑫高齢者が集い、楽しめる場所の提供



(3) 社会参加機会の整備

自助

- シニアクラブや健康づくり、就労の場等、多様な活動の場へ積極的に参加します。

共助

- 高齢者や障害のある人等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

高齢者や障害のある人等が社会参加でき、いきいきとした毎日を過ごせるよう、就労や健康づくり等の場づくりに取り組みます。

- ①障害のある人の社会参加促進
- ②元気な高齢者が活躍する場への支援
- ③介護予防の推進
- ④「総合型地域スポーツクラブ」の育成
- ⑤地域活動支援センターⅢ型の活動支援
- ⑥意思疎通支援事業の充実



(4) 市民の学習機会の充実

自助

- 「生涯学習まちづくり出前講座」や「市民大学講座」等、様々な学習機会の場へ積極的に参加します。

共助

- 「生涯学習まちづくり出前講座」等を活用し、学習に参加できる機会をつくります。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

より多くの市民がそれぞれの興味や目的にかなった学習活動に参加できるよう、「生涯学習まちづくり出前講座」や「市民大学講座」の実施等、多様な学習機会の提供に取り組みます。

- ①各種生涯学習事業の推進
- ②各種生涯学習事業の情報提供
- ③「生涯学習まちづくり出前講座」の充実
- ④家庭及び地域の教育力の向上
- ⑤地域の教育力を教育活動に生かす支援体制づくり

(1) 包括的な相談体制づくりと情報提供の充実

自助

- 日頃から、市や社会福祉協議会から情報提供されている各種相談窓口や生活に必要な福祉サービス等について確認をします。
- 一人で悩みを抱え込まないで、家族や友人、相談窓口等に相談します。

共助

- 各種相談窓口や福祉サービスの情報を、地域に広めます。
- 地域の中に困っている人がいる場合は、各種相談窓口等を紹介します。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

包括的な支援体制の構築に向け、「総合相談窓口」の創設に取り組みます。また、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者等の対象者ごとの相談支援の充実に取り組みます。さらに、福祉サービスを利用する人が、適切なサービスを選択できるよう、福祉サービス事業者等に関する情報提供方法の工夫に取り組みます。

- ① **重点** 総合相談窓口の創設
- ② 高齢者への相談支援体制の推進
- ③ 障害者相談支援事業所の充実
- ④ 地域子育て支援拠点(子育て支援センター)での相談等の充実
- ⑤ 子育て相談の推進
- ⑥ 各種健(検)診と相談体制の充実
- ⑦ 発育・育成上の心配がある児童等の相談支援体制の充実
- ⑧ ひとり親家庭への情報提供や相談支援体制の充実
- ⑨ 生活困窮者への相談支援体制の推進
- ⑩ 情報提供体制の整備
- ⑪ 医療関連情報の提供



(2) 地域における支援ネットワークづくり

自助

- 一人暮らしの高齢者や障害のある人等への理解を深め、声かけやあいさつを積極的に行います。

共助

- 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会等が協力して地域づくりを行えるような関係づくりを進めます。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

支援が必要な人に対する地域における支援ネットワークづくりに向け、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区・自治会等が連携した包括的な支援体制づくりとともに、社会福祉協議会等への運営支援や高齢者や障害者等の支援ネットワークづくりに取り組みます。

- ① **重点** 地域における包括的な支援体制づくり
- ② 高齢者等の地域における支援体制づくり
- ③ 社会福祉協議会への運営支援
- ④ 地区社会福祉協議会の運営支援
- ⑤ 民生委員・児童委員への支援
- ⑥ 地域生活支援拠点の整備
- ⑦ 「高齢者見守り活動」の協定の推進
- ⑧ 高齢者の在宅生活の支援

(3) サービスの質の向上

自助

- 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。

共助

- 事業者は利用者のサービスを選択するために必要な情報を、わかりやすく市民に伝えます。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

福祉サービスの利用者から、サービスに関する苦情相談を受け、その解決を図ることによりサービス事業者の質の向上を図るとともに、事業者の育成・指導や研修会の開催等に取り組みます。また行政評価、各個別計画の見直しやアンケート調査等により、広く福祉サービスの質の向上を図ります。

- ① 事業者の育成・指導
- ② 「福祉サービス第三者評価制度」の周知
- ③ 事業者の資質向上のための研修会等の開催
- ④ 市民の意向把握の推進

(1) 地域課題解決活動への意識啓発

自助

- 地域の中で困っていることについて、一人で抱え込まず、地域の福祉関係者や相談窓口等に情報を提供していきます。

共助

- 区・自治会や地区社会福祉協議会の活動を通して、地域の生活課題、福祉課題の検討・解決に向けた取り組みを行い、地域に発信します。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

市やみんなで地域づくりセンターからの情報提供を通じ、地域福祉の推進に取り組む活動団体等の情報提供を行い、地域課題への市民の取り組み意識の啓発を進めます。

- ① 地域福祉関連情報の提供
- ② みんなで地域づくりセンターの運営推進
- ③ 保健推進員活動等を通じた啓発の推進
- ④ 地域で取り組む健康づくりへの支援



(2) 新たな担い手の発掘と育成

自助

- 地区社会福祉協議会や区・自治会、ボランティア団体、NPO等の、地域の課題解決に向けた活動に積極的に参加します。

共助

- 若い世代や高齢者、働く人等の参加意欲を引き出せるように、参加しやすい活動内容の工夫や雰囲気づくりを行います。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

各種ボランティアの養成研修等、社会福祉協議会が取り組むボランティアセンターの運営に対する支援をはじめ、地域活動の新たな担い手育成に向けた各種活動支援を進めます。

- ① ボランティアセンターの運営支援
- ② 地域づくりを行う市民活動団体への支援
- ③ 「認知症サポーター」の養成・活動支援
- ④ ボランティアによる学校教育への支援体制づくり
- ⑤ 「生涯学習生きがいづくりアシスト事業」の啓発
- ⑥ 「ファミリー・サポート・センター」の充実



(3) 市民団体等への活動支援

自助

- 多様な市民活動への理解を深め、身近な人と声をかけ合い、積極的に参加します。

共助

- 地域で活動する様々な団体が、相互に交流し、情報交換や相談がし合える関係をつくれます。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

みんなで地域づくりセンターのコーディネート機能の充実やボランティアセンターとの連携強化等により、市民協働によるまちづくりを進めるとともに、多様な市民活動の活動支援に取り組みます。

- ① 市民協働によるまちづくりの推進
- ② 区・自治会活動への助成・支援
- ③ シニアクラブやシニアクラブ連合会への活動支援

(1) 地域課題解決活動への意識啓発

自助

- 災害時の避難の際に支援が必要な人は、避難行動要支援者の登録を行います。

共助

- 区・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行います。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

安心のある地域社会づくりに向け、避難行動要支援者の災害時の支援体制の整備等に、区・自治会等と協力して取り組みます。また、市民生活の安全を図るため、防犯・防災や消費者被害に関する啓発等を進めます。

- ① 避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備
- ② 福祉避難所の設置・運営に関する協定の推進
- ③ 安全・安心な生活に直結する設備の整備
- ④ 防災・防犯についての啓発活動の推進
- ⑤ 市民の防犯活動への支援
- ⑥ 「こども110番の家」プレート設置協力活動の推進
- ⑦ 「愛の一声運動」の推進
- ⑧ 青少年問題行動の防止
- ⑨ 社会を明るくする運動の推進
- ⑩ 更生保護関係団体への支援
- ⑪ 地域環境浄化活動の推進
- ⑫ 空き家等の効果的な対策の推進
- ⑬ 消費生活センターの充実



(2) 快適な生活環境を支える仕組みづくり

自助

- 移動で困っている人やごみ出しが困難な人を見かけたら、積極的に声をかけてサポートをします。

共助

- 運転ボランティア等、地域での助け合う環境づくりを進めます。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

快適な生活環境づくりに向け、公共交通の不便な地域の人や高齢者等の移動を円滑にするための支援をはじめ、ユニバーサルデザインや生活環境の美化・保全活動等に取り組みます。

- ①公共交通の利便性・快適性の向上
- ②障害のある人の状況に応じた移動支援事業の推進
- ③「福祉有償運送制度」の周知・充実
- ④ユニバーサルデザインの推進
- ⑤道路・歩道の整備
- ⑥快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進
- ⑦環境パトロール等の監視や指導の強化
- ⑧ごみ出しが困難な人への支援
- ⑨地域の特性や実情に合わせた住生活の実現
- ⑩三世帯同居・近居等への支援

(3) 市民一人ひとりの人権の尊重

自助

- 権利擁護や男女共同参画、人権等について関心をもち、正しい知識と理解を深めます。

共助

- 権利擁護や男女共同参画、人権等について、不安を抱えている人に、相談窓口を紹介します。

公助

行政が進めていく取り組みの内容

認知症高齢者や障害者等の判断能力が十分でない人に対し、地域で安心して日常生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、様々な困難を抱える人を支援し、虐待防止をはじめ、男女共同参画や人権に関する啓発活動、自殺予防に取り組みます。

- ①成年後見制度の普及・啓発
- ②成年後見人等が必要な人への支援
- ③児童及び配偶者等に対する暴力防止の推
- ④高齢者の虐待防止及び早期発見の推進
- ⑤障害者の虐待防止及び早期発見の推進
- ⑥男女共同参画フォーラム実行委員会への活動支援
- ⑦人権擁護活動の促進
- ⑧自殺対策計画の推進

計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、関係団体・事業者、市民の連携・協働を基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行っていくことが重要です。

主 体	役 割
市	本計画の理念を踏まえ、各施策を展開していきます。 必要に応じて、庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、関係機関との連携に取り組んでいきます。
市社会福祉協議会	地域福祉活動を推進する中心的な担い手として、「地域福祉計画」と車の両輪の関係にある「地域福祉活動計画」の事業を展開するとともに、当該活動計画に基づき実際に地域の人たちが活動するための仕組みづくりや支援を地域の中で進めていきます。
関係団体・事業者	第4章の「施策の展開」で取り上げた「共助」の内容を参考に、地域の人たちが地域特性を踏まえ、目指したい姿を共有し、協働で地域福祉の取り組みを進めていきます。
市民一人ひとり	第4章の「施策の展開」で取り上げた「自助」の内容を参考に、市民一人ひとりが地域を担う一員という自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動への理解や参加を進めていきます。



モモちゃん

四街道市社会福祉協議会
イメージキャラクター



よつぼくん

四街道市「ドラマチック四街道プロジェクト」
ナビゲーター

第3次四街道市地域福祉計画<概要版>

令和3年3月

四街道市 福祉サービス部 社会福祉課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

電 話：043-421-6121(直通) F A X：043-424-2011